

# 埼玉県管理河川に関する 河川整備計画の変更方針(案)について

令和2年3月

埼玉県

## 第8回埼玉県河川整備計画策定専門会議（令和2年1月26日開催）

荒川中流右岸ブロックをはじめ、現行の埼玉県管理河川の河川整備計画の点検結果

点検結果に基づき

## 第9回埼玉県河川整備計画策定専門会議（令和2年3月開催）

埼玉県管理河川に関する河川整備計画の変更方針(案)の提示

### 【変更方針の内容】

- ・変更対象とする河川の考え方
- ・計画対象期間の設定の考え方
- ・変更該当河川の計画規模の設定の考え方
- ・目標達成のために必要な各種対策メニューの立案の考え方
- ・立案する各種対策メニューの評価の考え方
- ・目標レベルの維持に資する対策の基本的な考え方

等

決定した変更方針に沿って

各ブロック毎で具体的な変更内容を検討し、策定専門会議を順次開催

平成18年2月 荒川中流右岸ブロック河川整備計画策定

令和2年1月 荒川中流右岸ブロック河川整備計画点検

社会情勢の変化(近年の洪水等による災害の発生の状況等)

- 今回の洪水では、流域内にある気象庁の雨量観測所2箇所で、日雨量、2日雨量とも既往最大雨量を上回る降雨があった。
- ブロック内の県管理河川9河川において、今回の被災流量が計画高水流量を上回った。  
(例:都幾川 計画高水流量 720m<sup>3</sup>/s 今回の被災流量 1,347m<sup>3</sup>/s)
- 被災流量が計画高水流量を下回った河川等においても、6河川で溢水・越水が発生し、そのうち1河川で決壊に至った。

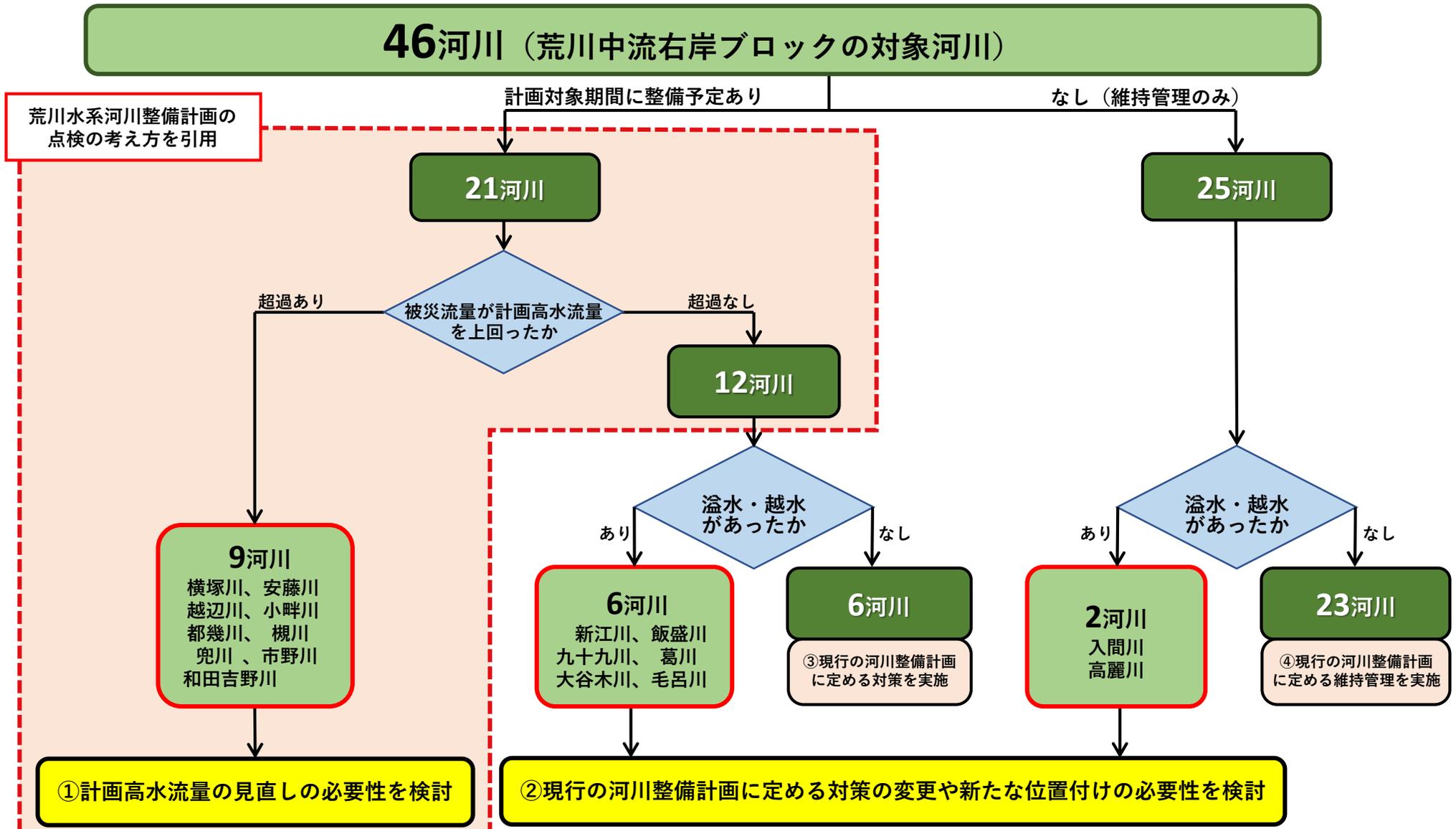
河川整備の進捗・実施状況

- 河川改修や維持管理を実施中である。
- 被災流量が計画高水流量を上回った河川については、計画高水流量の見直しの必要性について確認を要する。
- 被災流量が計画高水流量を下回ったものの、溢水・越水が発生した河川については、現行の河川整備計画に定める対策を変更する必要性について確認を要する。
- 整備対象期間に整備予定がないものの、溢水・越水が発生した河川については、新たな対策を位置付ける必要性の確認を要する。
- その他の河川においては、現行の河川整備計画に位置付けている対策または維持管理を引き続き実施する必要がある。

# 変更対象河川の考え方(第8回埼玉県河川整備計画策定専門会議の概要)

## (1)点検手法

荒川中流右岸ブロックの県管理河川について、社会情勢の変化等を踏まえた国の点検を参照し、下記のフロー図により現行の河川整備計画の点検を行った。



荒川水系河川整備計画の点検の考え方を引用

①計画高水流量の見直しの必要性を検討

②現行の河川整備計画に定める対策の変更や新たな位置付けの必要性を検討

# 変更対象とする河川の考え方(荒川中流右岸ブロック)

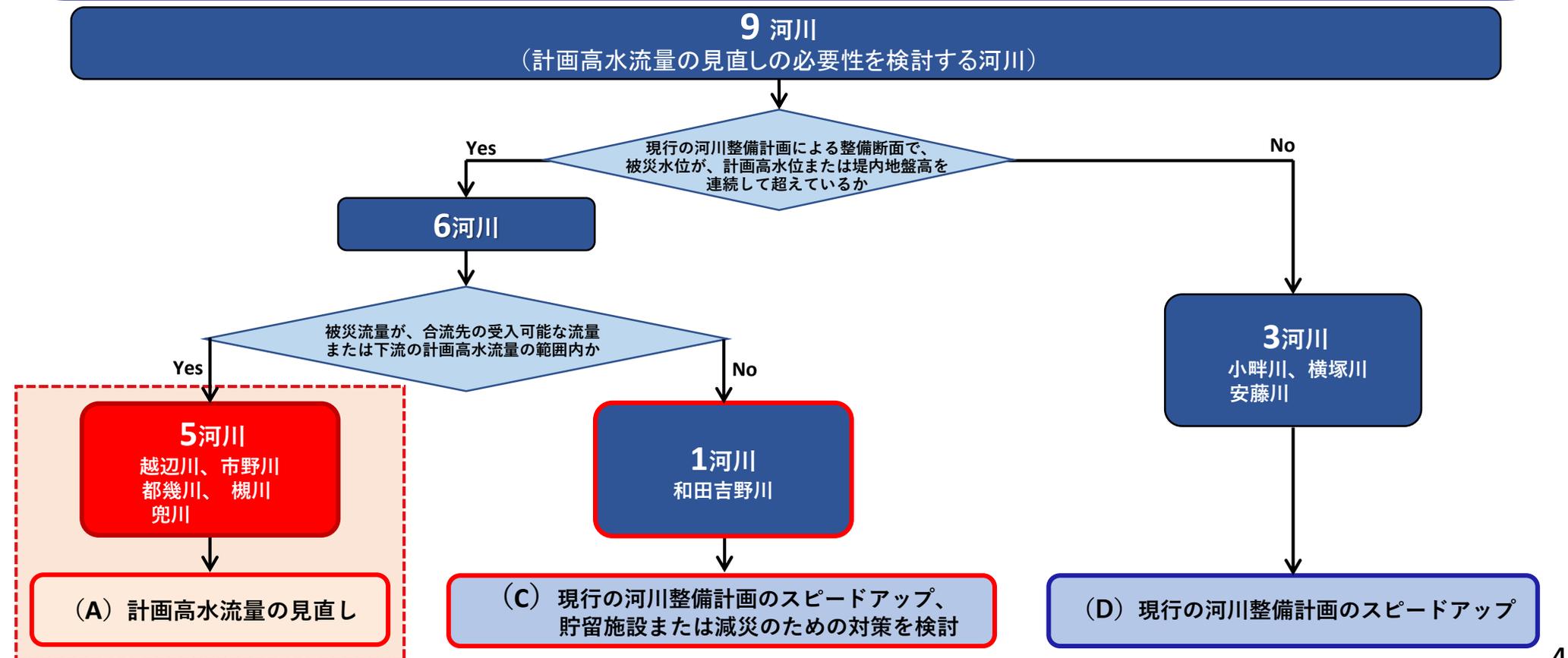
## (2) 計画高水流量の見直しの必要性を検討する河川(9河川)

### 【選定手法】

○ 被災流量が計画高水流量を上回った河川について、以下の2つの視点により対象河川を選定する。

- ・ 現行の河川整備計画による整備断面で、被災水位と、計画高水位または堤内地盤高とを比較※ → 洪水における流域の安全性を確認
- ・ 被災流量と、合流先の受入可能な流量または下流の計画高水流量とを比較 → 計画対象期間内における本支川、上下流の治水安全度のバランスを確認

※築堤区間では被災水位と計画高水位を比較し、掘込区間では被災水位と堤内地盤高を比較



# 変更対象とする河川の考え方(荒川中流右岸ブロック)

(3) 現行の河川整備計画に定める対策を変更する、または、新たな対策を位置付けを検討する河川(6河川+2河川)

## 【選定手法】

- 被災流量が、計画高水流量を下回ったものの、溢水・越水した河川について、以下の2つの視点により、被災原因を把握し、現行の河川整備計画に定める対策の変更または追加する河川を選定する。
  - ・ 令和元年東日本台風時の洪水における、自己流水位と合流先河川の本川水位を比較 → 合流点処理計画を確認
  - ・ 溢水・越水箇所下流で現行の河川整備計画に定める整備が完了しているか確認
- 現行の河川整備計画の計画対象期間に整備予定がない河川については、新たに対策を位置付ける。

8河川

(現行の河川整備計画に定める対策の変更や新たな位置付けの必要性を検討する河川)

計画対象期間に整備予定あり

なし(維持管理のみ)

6河川

Yes  
令和元年東日本台風時の洪水における、  
自己流水位が合流先河川の本川水位を  
下回っているか

No

2河川

Yes

0河川

No

2河川

(D) 現行の河川整備計画の  
スピードアップ

2河川  
入間川  
高麗川

4河川  
新江川、飯盛川  
九十九川、葛川

(B) 現行の河川整備計画に定める対策の変更や新たな位置付けを実施

# 変更対象河川の考え方(第8回埼玉県河川整備計画策定専門会議の概要)

## (1) 県全ブロックの点検結果

- 148河川を対象として点検を実施した結果、以下のような結果となった。
- 12河川において計画高水流量の見直しの必要性を検討する。また、24河川において現行の河川整備計画に定める対策を変更する必要性を検討する。
- 49河川では、今後も現行の河川整備計画に定める対策を実施し、63河川は整備水準を保つための維持管理を進める。

ブロック名	点検対象河川	溢水越水河川	① 計画高水流量の見直しの必要性を検討	② 現行の河川整備計画に定める対策を変更する必要性を検討	③ 現行の河川整備計画に定める対策を実施	④ 現行の河川整備計画に定める維持管理を実施
中川・綾瀬川ブロック	34	7	2 元荒川、備前堀川	5 綾瀬川、赤堀川、忍川 姫宮落川、庄兵衛堀川	21	6
小山川ブロック	18	3	1 福川	2 女堀川、藤治川	7	8
荒川左岸ブロック	11	3	0	3 芝川、菖蒲川 江川 (以前から変更に向けた検討を実施中)	7	1
新河岸川ブロック	11	3	0	3 新河岸川、柳瀬川、不老川	6	2
荒川上流ブロック	28	3	0	3 荒川、赤平川、横瀬川	2	23
荒川中流右岸ブロック	46	11	9	8	6	23
<b>合計</b>	<b>148</b>	<b>30</b>	<b>12</b>	<b>24</b>	<b>49</b>	<b>63</b>

※今後の精査の結果により変更の可能性がります

# 変更対象とする河川の考え方(県全ブロック)

## (2)計画高水流量を見直す河川(12河川)

- 現行の河川整備計画による整備断面で、被災水位が計画高水位または堤内地盤高を連続して超えており、かつ被災流量が合流先の受入可能な流量または下流の計画高水流量の範囲内である**5河川**を対象に、**計画高水流量の見直し**を行う。
- 現行の河川整備計画による整備断面で、被災水位が計画高水位または堤内地盤高を連続して超えており、かつ被災流量が合流先の受入可能な流量または下流の計画高水流量の範囲を超えている**2河川**を対象に、現行の河川整備計画のスピードアップを図るとともに、貯留施設または減災のための対策を検討する。
- 現行の河川整備計画の整備断面で、被災水位が計画高水位または堤内地盤高を下回る**5河川**は、現行の河川整備計画のスピードアップを図る。

ブロック名	(A) 計画高水流量の見直しを実施	(C) 現行の河川整備計画のスピードアップ、 貯留施設または減災のための対策を検討	(D) 現行の河川整備計画の スピードアップを実施
中川・綾瀬川ブロック	0	0	2
小山川ブロック	0	1 福川	0
荒川左岸ブロック	0	0	0
新河岸川ブロック	0	0	0
荒川上流ブロック	0	0	0
荒川中流右岸ブロック	5	1	3
<b>合計</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>5</b>

## 変更対象とする河川の考え方(県全ブロック)

(3) 現行の河川整備計画に定める対策を変更する、または、新たな対策を位置付ける河川(24河川)

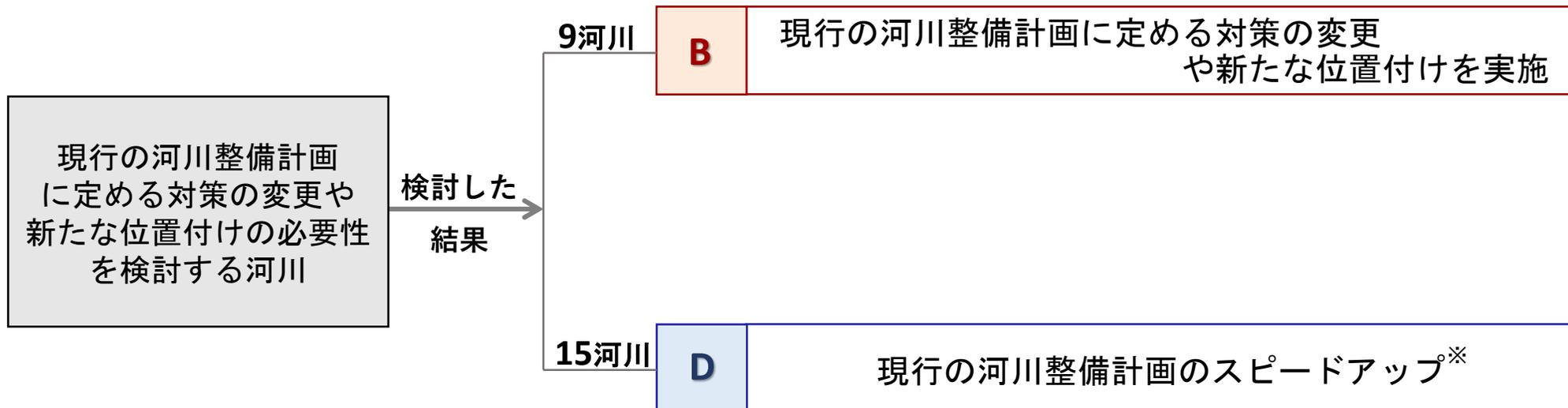
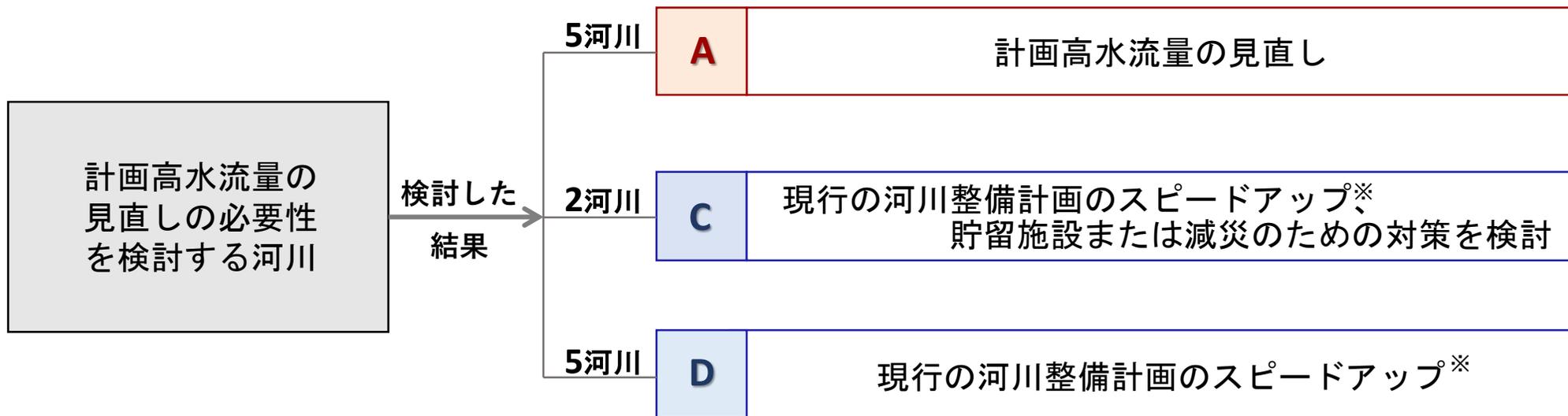
- 合流点処理計画の見直しが必要な**6河川**は、現行の河川整備計画に定める**対策の変更**を行う。
- 現行の河川整備計画の計画対象期間に整備予定がない**3河川**については、**新たに対策**を位置付ける。
- 合流先の河川水位の影響を受けていないが、下流で現行の河川整備計画に定める対策が完了していない**15河川**は、現行の河川整備計画のスピードアップを図る。

ブロック名	(B) 現行の河川整備計画に定める対策の変更 や新たな位置付けを実施	(D) 現行の河川整備計画の スピードアップを実施
中川・綾瀬川ブロック	0	5
小山川ブロック	0	2
荒川左岸ブロック	2 菖蒲川、江川	1
新河岸川ブロック	0	3
荒川上流ブロック	1 荒川	2
荒川中流右岸ブロック	6	2
<b>合計</b>	<b>9</b>	<b>15</b>

※今後の精査の結果により変更の可能性があります

# 変更対象とする河川の考え方(まとめ)

点検結果を踏まえ、現行の河川整備計画を変更する必要性を検討した結果、以下のA～Dの4項目にまとめた。



# 計画対象期間の設定の考え方

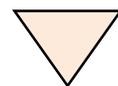
## 河川整備計画の変更に伴う計画対象期間の設定の考え方

河川整備計画の変更に伴う計画対象期間について、以下の考え方により期間の再設定を行う。

### 計画対象期間の設定に当たっての基準

- 計画期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間として、**20年～30年程度を目途に定める** のが一般的であるが、調査・検討に時間を有するなど具体の整備内容等に不確定な要素がある場合には、計画期間を通常のそれより短く設定して不確定部分を除くか、不確定部分を検討事項として明記し、明らかになった時点で適宜計画の見直しを行う。
- また、河川整備計画については、当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗の見通し等を適切に反映できるよう、**適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更することを基本とする。**

(河川砂防技術基準 河川計画編 (平成30年3月30日版) 抜粋)



### 河川整備計画の変更に伴う計画対象期間の設定に関する考え方

**新たに位置付ける対策の整備に必要な期間を算定し、現行の河川整備計画の計画対象期間に加えることで、新たな計画対象期間とすることを基本とする。**

河川整備計画の変更に伴う計画規模について、以下の考え方により計画高水流量の設定を行う。

### 埼玉県の現状

- 埼玉県管理河川を6つのブロックに分割し、各ブロック毎に河川整備計画を定め、ブロック単位で計画外力を定めている。
- 全ブロックの計画において、当面の県の整備目標として、時間雨量50mm程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させることを目指すこととしている。

- 一部のブロックに係る計画においては、時間雨量50mmに相当する降雨量の発生確率規模を示している。

例) 荒川左岸ブロック河川整備計画:「時間雨量50mmとは、この地域では、概ね3年に1回の雨に相当する。」

中川・綾瀬川ブロック河川整備計画:「時間雨量50mm程度は安全に流下させるものとし、実績降雨波形を用い、10年に1回程度発生する規模を計画波形としている。」

- 河川単位の降雨量の発生確率規模について、計画に整備メニューの位置付けがある河川(83河川)における分布は、以下の通り。

- ・ W=概ね 1/3 以上、1/10 未満 44河川 (53%)
- ・ W=概ね 1/10以上、1/30 未満 31河川 (37%)
- ・ W=概ね 1/30以上、1/50 未満 3河川 (4%)
- ・ W=概ね 1/50以上 5河川 (6%)

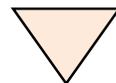
# 計画規模の設定の考え方(計画高水流量の見直し)

## 河川整備計画の変更に伴う計画規模の設定の考え方(計画高水流量の見直し)

河川整備計画の変更に伴う計画規模について、以下の考え方により計画高水流量の設定を行う。

### 計画規模の設定に当たっての基準

- 中小河川の計画規模の設定に当たっては、河川の重要度、河川の大さ、流域の社会経済的重要性、想定される被害の実態、過去の災害の履歴、経済効果に加え、上下流バランス、流域の将来の姿などに配慮する。
- 河川の重要度を評価する流域の指標として、流域面積、流域の都市化状況、氾濫区域の面積、資産、人口、工業出荷額等が考えられるが、このほか水系として一貫した上下流、本支川バランスが保たれ、また都道府県内の他河川とのバランスにも配慮して決定するものとする。  
(中小河川計画の手引き(平成11年9月版)抜粋)



### 計画規模(計画高水流量)の設定に関する考え方

- 変更に当たっては、国が一級水系毎に定める河川整備基本方針の計画規模の範囲内において、上下流バランスに留意しつつ、河川毎に再度災害防止を目指すことを基本とする。
- 各河川の特性は異なり、治水計画において時間雨量が全ての河川において対象とすべき指標とは限らないことから、変更対象河川においては、河川の特性に依じて定めた計画降雨継続時間内における降雨量を指標とし、降雨量の発生確率規模により整備目標を示すことを基本とする。
- 新たな計画規模の設定にあたっては、県内またはブロック内の他河川とのバランスや計画対象期間内の実現可能性を考慮し、現状の発生確率規模のワンランク上を基本とする。

例)  $W = 1/3$ の河川においては $1/10$ 程度、 $W = 1/10$ の河川においては $1/30$ 程度に変更するイメージ

# 計画規模の設定の考え方(合流点処理計画の見直し)

## 河川整備計画の変更に伴う計画規模の設定の考え方(合流点処理計画の見直し)

河川整備計画の変更に伴う計画規模について、以下の考え方により合流点処理計画の見直しを行う。

### 埼玉県現状

- 現行の合流点処理計画は、①合流元河川の流量及び水位の波形、②合流先河川の水位波形、③これらの時間的相対関係から定めることを基本としている。
- 計画規模については、合流点の県内計147箇所<sup>1</sup>の全てにおいて、既往洪水を踏まえ、合流元河川流域の降雨量で確率評価し、定めている。

### 計画規模の設定に当たっての基準

- 内水処理施設の計画規模の決定にあたっては、内水区域の重要度、既往内水による被害の実態、経済効果、本川の計画規模とのバランス、近傍内水地域の計画規模とのバランス等を総合的に考慮して定める。
- 内水処理施設の計画規模は10年以上を目標とし、地域の重要度に応じて設定するものとする。やむを得ない理由で10年以下とする場合も、5年以上は確保するよう努める。  
(内水処理計画策定の手引き(平成7年2月版)抜粋)

### 計画規模(合流点処理計画)の設定に関する考え方

- 計画規模については、合流先河川の計画規模を越えないことを基本とする。
- 合流元河川の河道の計画規模と同一とすることを基本とするが、この計画規模が $W=1/10$ 未満の場合には、既往洪水を踏まえ、水門閉鎖時間内の降雨量や水門封鎖に伴う貯留量も考慮し、概ね10年以上とする。

# 整備メニューの立案の考え方

## 目標達成のために必要な治水対策の立案・評価の考え方

### 目標達成のために必要な治水対策の立案の考え方

目標達成可能  
かつ  
実現可能  
な案を抽出

#### 河川を中心とした対策

洪水を安全に流下させる（放水路、河道掘削など）

洪水調節施設（ダム、調節池など）

既存施設の有効利用（既存施設の機能増強など）

#### 流域を中心とした対策

河川への流出を抑制（貯留施設、浸透施設など）

氾濫からの防御（輪中堤、二線堤など）

土地利用（災害危険区域の設定、森林の保全など）

複数の  
対策案を  
立案

### 各種対策メニューの評価の考え方

立案した  
複数の  
対策案

#### 評価の項目

治水安全度（計画外力及び超過外力、効果の発現）

コスト（事業費・維持管理費）

実現性（技術的、地域要件）

持続性（維持管理上の課題）

柔軟性（事業内容の変更の柔軟性）

地域社会への影響（地域の理解、協力）

環境への影響

当該地域で  
最も適した  
案を決定

# 目標レベルの維持に資する取組の基本的な考え方

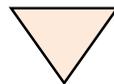
## 河川整備計画における考え方

### 河川整備計画における河川維持管理の扱い

河川整備計画は、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項に基づき、計画対象期間（概ね20～30年間）における河川整備の具体的な内容を定めることにより、河川の特長や地域の実情等を踏まえ、河川の維持の目的、種類及びその施行箇所に関する事項を含むものである。

一方、概ね5年間の計画対象期間とする河川維持管理計画は、河川整備計画に沿って、維持管理を適切に実施するために必要となる具体的な内容を定めるものである。

（河川維持管理計画に基づく河川維持管理の推進について（平成23年5月11日） 国土交通省河川局河川環境課長通達 抜粋）



### 目標レベルの維持に資する取組の基本的な考え方

#### ○ 河川整備計画においては、河川の維持を含めた河川整備の全体像が明らかになるように定める。

河川維持管理に当たっては、利根川・江戸川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画」を定めるなど、計画的な維持管理を継続的に行うとともに、河川の状況把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとして「サイクル型維持管理」により効果的・効率的に実施する。

（利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画（平成25年5月） 国土交通省 関東地方整備局 引用）

#### ○ 河川整備計画に沿った河川維持管理計画を別途定める。

河川維持管理計画には、河川の概要、河川に維持管理上留意すべき事項、河川の区間区分、河川や地域の特長に応じた河川維持管理の目標、河川の状況把握の手法及び頻度、具体的な維持管理対策、地域連携等、効率化・改善に向けた取り組み等を定めるものである。

（河川砂防技術基準 維持管理編（平成23年5月策定） 引用）

### 洪水時の被害の軽減に関する事項

- 河川整備計画においては、洪水時の被害の軽減・河川情報などに関する事項については、全体像が明らかになるように定める。
- 具体的な取組み内容については、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」で定める「取組方針」に定め、これに沿って、実施していく。

#### 【大規模氾濫減災協議会】

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。（水防法（平成29年6月19日施行）引用）

### 河川環境の整備と保全に関する事項

- 現行の河川整備計画策定以降の新たな施策を踏まえ、以下について、変更の必要性を検討するものとする。
- 河川整備計画の変更により新たに位置付ける治水対策や河川の維持に関し、以下について、変更する必要性を総合的に検討するものとする。
  - ・ 河川環境の保全・創出
  - ・ 動植物の生息・生育・繁殖環境
  - ・ 良好な景観の維持・形成
  - ・ 人と河川の豊かな触れ合い活動の場の維持・形成
  - ・ 良質な水質の保全

# 参考資料

令和2年3月

埼玉県

# 現行の河川整備計画以降の変更事由

河川整備計画の変更にあたっての、現行の河川整備計画策定(H18.2)以降の状況変化

## 変更するポイント

1. 荒川中流右岸ブロックの概要
2. 河川整備計画の目標に関する事項
3. 河川整備の実施に関する事項

地域概要等の更新

埼玉県管理河川に関する河川整備計画の変更方針及び、下記の参考にすべき指針に沿って検討

## 参考にすべき指針等

### 計画

- 河川砂防技術基準（計画編）平成31年3月部分改定
- 河川及びダム事業の計画段階評価実施要領細目 平成25年4月
- 国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領 平成30年3月部分改定

### 維持管理

- 河川維持管理計画に基づく河川維持管理の推進について 平成23年5月11日付国河環第10号河川環境課長通知
- 効果的・効率的な河川維持管理の推進について H23.5治水課長通達
- 河川管理施設等の維持・修繕の義務 法改正平成25年6月
- 河川砂防技術基準（維持管理編） 平成27年3月改定

### 環境

- 「多自然川づくり基本指針」の策定について 平成18年10月13日 国土交通省河川局
- 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」 平成18年10月 国土交通省
- 国土形成計画（全国計画）策定 平成20年7月4日閣議決定
- 国土形成計画におけるグリーンインフラの整理 平成27年8月閣議決定

## 「多自然川づくり基本指針」の策定について 平成18年10月13日 国土交通省河川局

平成2年より始められた多自然型川づくりによる課題点（多自然型川づくりの考え方の共有化や支援制度・人材育成）を踏まえ、当指針が策定され、以下の項目が川づくりの方向性として新たに示された。

- ・ 河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくり
- ・ 生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出することはもちろんのこと、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくり
- ・ 調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理全般を視野に入れた川づくり

## 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」 平成18年10月 国土交通省

本手引きは、『それぞれの河川や地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい河川景観の形成や保全をはかる』ことを目的とし、川づくりに関わる人々が、河川および河川景観の成り立ちや特性を学び、河川景観の形成と保全についての方針や計画を定め、設計、整備、維持管理等を行うために、必要な視点、考える手順、整理すべき情報、活用すべき手法等を示したものである。

## 国土形成計画（全国計画）策定 平成20年7月4日閣議決定

（健全な生態系の維持・形成）

人と自然の共生を確保していくためには、原生的な自然地域などの重要地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまともを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、海までと、その中に分布する湿原・干潟・サンゴ礁等を有機的につなぐ生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成し、これを通じた自然の保全・再生を図る。

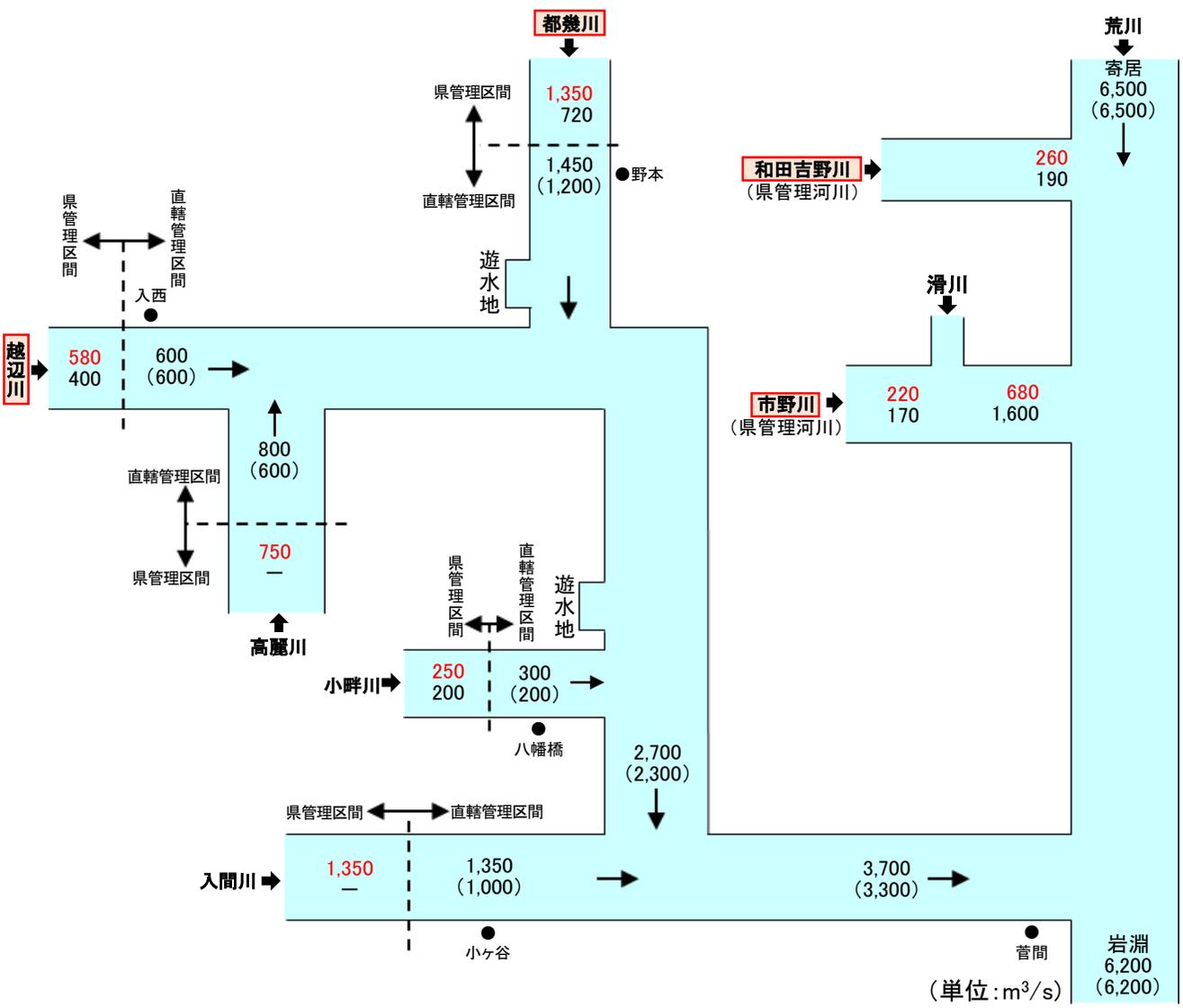
## 国土形成計画におけるグリーンインフラの整理 平成27年8月閣議決定

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する。

# 直轄管理区間との整合性の確認(荒川中流右岸ブロック)

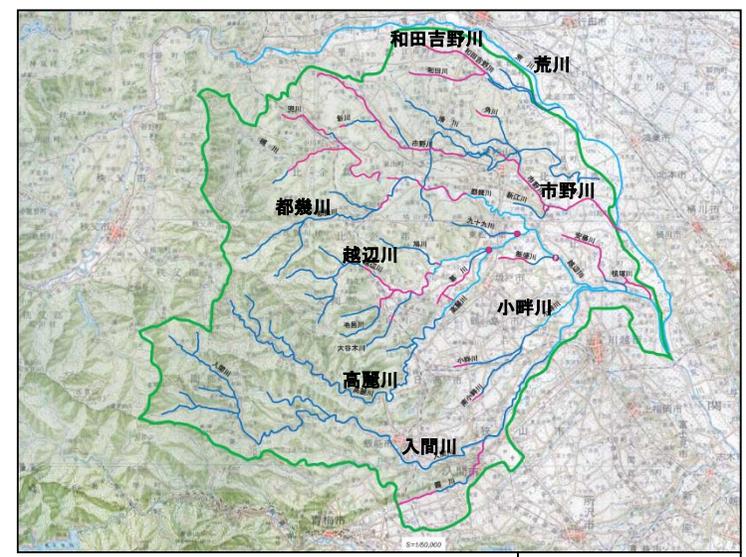
本支川、上下流の治水安全度のバランスを確認

## <直轄管理区間の河川整備計画目標流量(案)と県管理区間の被災流量の比較>



## <荒川中流右岸ブロック概要平面図>

出典: 荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画 埼玉県



- 凡 例
- 国土交通省管理区間
  - 埼玉県管理区間
  - 整備対象区間
  - 合流点処理
  - 排水機場設置

- 凡 例
- 【直轄管理区間】**
    - 上段: 変更河川整備計画目標流量
    - (下段): 現行河川整備計画目標流量
  - 【県管理区間】**
    - 上段: 令和元年東日本台風における被災流量
    - 下段: 現行の河川整備計画における計画高水流量
  - : 主要地点

### 協議会の趣旨・目的

水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

### 協議会の対象河川・構成員

対象河川は、埼玉県が管理する全ての一級河川である。

構成員は、国土交通省関東地方整備局(利根川上流河川事務所・江戸川河川事務所・渡良瀬川河川事務所・高崎河川国道事務所・荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所)、気象庁熊谷地方气象台、埼玉県、県内市町村全て、水資源機構(利根導水総合事業所・下久保ダム管理所・荒川ダム総合管理所)である。

### 協議会の実施事項

- 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、減災に係る取組状況を共有する。
- 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、取組方針を策定する。

## ハード対策の主な取組

- 洪水氾濫を未然に防ぐ対策
- 排水機場の耐水化の検討
- 危機管理型ハード対策

## ソフト対策の主な取組

### 円滑かつ迅速な避難のための取組

- 洪水時における河川管理者からの情報提供
- 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認
- 水害危険性の周知促進
- 情報伝達方法の改善等
- 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図の作成と周知
- 水害ハザードマップの改良、周知、活用
- 浸水実績等の周知
- 防災教育の促進
- 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備

### 的確な水防活動のための取組

- 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供
- 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
- 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）
- 水防訓練の充実
- 水防団間での連携、協力に関する検討
- 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実
- 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実

### 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- 排水施設、排水資機材に関する情報の共有
- 浸水被害軽減地区の指定

## 1. 荒川中流右岸ブロックの概要

### 1.1 荒川中流右岸ブロックの地域概要

荒川中流右岸ブロックは、荒川本川中流の江南町から川越市にかけての荒川右岸側に位置している。本ブロックは山地と丘陵地、平野部が混在する自然豊かな地域であり、本ブロックの河川は秩父山地や丘陵地から荒川低地へと流れ、最終的に和田吉野川、市野川、入間川の3川となって荒川に合流している。

荒川中流右岸ブロックは、県内の25市町村にまたがり、面積約920km<sup>2</sup>で県全体面積の約1/4を占める。ブロック内の人口は、約92万人(平成15年時点)で県人口の約13%を占める。

古くは石器時代から人が住み着き、奈良時代には渡来人によってもたらされた大陸文化の影響を受け、時を経て近代では首都圏と相まって発展してきた地域であり、多数の有形・無形の文化財を擁している。現代においては首都圏へのアクセスの利便性からベッドタウンとしての宅地開発が活発である。

また、山地、丘陵地、低平地に分類される地形の多様さから、「高麗川の中着田」や「入間川の飯能河原」、「槻川の嵐山溪谷」に代表される多数の河川に係わる景勝地を擁し、加えて流域内には運動公園やゴルフ場等のレジャー施設も充実しているため、休日には余暇を楽しむ人々が多数訪れる地域となっている。

本ブロックには大小さまざまな河川が流れており、県管理河川は46河川におよぶ。このうち、入間川、越辺川、小畔川、都幾川、高麗川の下流部は、国が管理している。

本ブロック内の河川は流域の地形的特性を反映して、山間部の溪流から平野部のゆったりした流れまで、様々な特徴を持っている。このような多様な河川環境が存在することが、本ブロックの大きな特徴と言える。また、河川沿いに水田や集落が発達しており、流域の住民にとっても河川が身近な存在になっている。



図 1.1 入間川の飯能河原(飯能市)

## 地形・地質

荒川中流右岸ブロック西部の山地は秩父山地の一部をなしており、ブロックの西端には1,000m未満の峰が連なっている。この秩父山地の東端に接する形で比企丘陵、岩殿丘陵、毛呂山丘陵、高麗丘陵が半島状に東に突き出し、さらにこれら丘陵の東側縁辺部に東松山山地、入間台地等が分布している。ブロック東部に広がる平地は関東平野の一部をなす荒川低地で、関東平野の西北端に位置している。

山地は主に中・古生代に形成された堆積岩や変成岩からなっており、丘陵地や台地は第三紀に形成された礫層や堆積層、平地は第四紀に形成された砂や泥からなる沖積層となっている。

## 気象・気候

荒川中流右岸ブロックの気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥の太平洋岸性気候である。年間の平均気温は15℃程度で、季節に応じて5~25℃の範囲内で変動する。また、降雨については、年間の総雨量が900~1,500mm程度と全国平均に比べて少ない。また、梅雨や台風の影響により夏に多く、冬に少ない傾向がある。

## 動植物

荒川中流右岸ブロック内の植生は、植林による人為的影響を大きく受けており、全体としてスギ・ヒノキの人工林の占める割合が高い。自然林としては台地・丘陵地においてコナラ・クリ群落、アカマツ・ヤマツツジ群集、モミ・シキミ群集等、山地においてはミズナラやヤマザクラなどが人工林の間に存在する。また、低平地においても、かつて存在した広大な低湿地帯のほとんどが開発され、農地や市街地に変わってしまったため各所に雑草群落が見られる。河川敷においては、オギ群集、ヨシ群落が見られる。

ブロック内の動物としては、魚介類ではアユを初めとしてウグイなどコイ科魚類やマシジミなど、哺乳類ではホンドタヌキ、ホンドキツネなど、鳥類ではアオバズク、イカルチドリ、サギ類、カワセミなど、両生類ではトウキョウサンショウウオ、モリアオガエルなど、昆虫類ではハルゼミ、オオムラサキなどが生息している。

また、荒川中流右岸ブロック内には、埼玉県のレッドデータブックに絶滅危惧種として指定されている、スナヤツメ、ホトケドジョウ、メダカ、カジカなどの魚類、オオタカ、ヤマセミなどの鳥類、カジカガエル、イモリなどの両生類、タガメ、ゲンジボタルなどの昆虫類の生息が確認されている。

## 土地利用

平成9年の国土数値情報によると、荒川中流右岸ブロックにおける土地利用は、流域の約44%が森林、約18%が畑、水田と市街地がそれぞれ約13%ずつとなっている。過去50年間では、森林・水田が減少し宅地と畑が増加してきており、相対的に市街地化が進んできている。

## 名勝

景勝地として特に有名なのは、独特の地形を持つ「高麗川の中着田」や、河原遊びも楽しむことができる「入間川の飯能河原」、渓谷の素晴らしい景勝が京都の嵐山に似ていることから武蔵嵐山と名付けられた「槻川の嵐山渓谷」である。その他にも、越生梅林、黒山三滝、鎌北湖、名栗湖、名栗渓谷等多数の景勝地がある。



図 1.3 嵐山渓谷 (嵐山町)

## 歴史

荒川中流右岸ブロックに人間が住み始めたのは、縄文時代以前の今からおよそ2万年前と考えられる。また、奈良時代の初め、高麗人の渡来により大陸文化が伝えられ、文化・産業の基礎が築かれた。江戸時代には、江戸の発展にとりも、江戸近郊の農業地域として開拓が進み、河川では舟運や漁が盛んに行われるようになった。近年になり、首都近郊の立地条件の良さから、宅地開発がブロック内の各地で進んでいる。



図 1.4 いかだ流し (飯能市)

現在の荒川中流右岸ブロックの川は、最終的に荒川に流入しているが、その荒川の川筋は古くは和田吉野川のものであった。江戸時代初期の1629年に、現在の熊谷市久下付近で元の荒川の川筋を締め切り、荒川の本流を和田吉野川に付け替える工事が行われ、入間川へと続く現在の荒川の様相となった。この工事により、江戸の水害の軽減や埼玉県の新田開発の促進、舟運の開発等の効果があった。しかし、その反面、現在の荒川本川に接するようになった町村に大きな水害をもたらすこととなった。

こうしたことから、治水事業は江戸時代より盛んに行われてきたが、水害は頻繁に生じてきた。明治以降も大水害が続いたが、段階的な河川改修の結果、昭和22年以降は大規模な堤防の決壊を伴う洪水は起こっていない。

## 史跡・文化財

荒川中流右岸ブロックには、国・県から指定を受けている史跡や文化財が数多くある。代表的なものは、吉見町の吉見百穴や、日高市の高麗村石器時代住居跡、高麗神社本殿、聖天院の梵鐘、毛呂山町の出雲伊波比神社本殿、都幾川村の慈光寺の開山塔と銅鐘、小川町・東秩父村の細川紙等である。特に吉見百穴のヒカリゴケ発生地が国の天然記念物に指定されている。

また、古くから水害常襲地帯であった荒川の沿川では、人々が洪水から逃れるために水塚を築き、その上に水屋と呼ばれる建築物を設けていた。

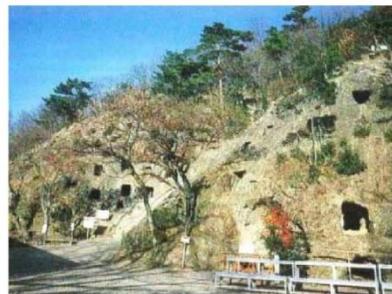


図 1.5 吉見百穴 (吉見町)



図 1.6 水塚の上の水屋 (川島町)

## 1.2 荒川中流右岸ブロックの現状と課題

### 1.2.1 治水に関する現状と課題

#### (1) 過去の洪水の概要

荒川中流右岸ブロックでは、主に東部の低平地においてたびたび浸水被害が生じている。至近 20 年間で特に被害の大きかった洪水は、昭和 57 年 9 月洪水、平成 11 年 8 月洪水である。

また、水害の形態は、河道の流下能力不足による溢水の他、支川合流点における本川から支川への逆流による溢水や支川から本川への排水不良による内水が主な原因であった。

表1 荒川中流右岸ブロックにおける過去の主な水害

洪水発生日	総雨量*1	浸水面積 (ha)	浸水戸数 (戸)	備考
S57.9.10~12**2	332 mm	5,354	2,102	台風 18 号
H2.9.24~10.1	185 mm	283	53	台風 20 号
H2.11.27~12.3	273 mm	1,378	148	台風 28 号
H5.8.26~27	164 mm	108	34	台風 11 号
H10.8.27~30	320 mm	401	30	台風 4 号
H10.9.15~16	199 mm	373	15	台風 5 号
H11.8.12~14	419 mm	1,048	705	熱帯低気圧
H12.7.7~9**2	140mm	161	17	台風 3 号
H13.9.8~11**2	63mm	51	0	台風 15 号
H14.7.9~12**2	279mm	155	8	台風 6 号
H14.9.30~10.3**2	177mm	270	38	台風 21 号

【出典：水害統計他】

\*1：総雨量は、ブロック内の 8 観測所なぐり あがの どうだいら おがわ おごせ ほんのう つるがしま たかさか(名栗、吾野、堂平、小川、越生、飯能、鶴ヶ島、高坂)の観測値を算術平均して算定した。

\*2：S57 年、H12 年、H13 年、H14 年の浸水面積・浸水戸数は、埼玉県資料による。

#### 【参考】

川越市久下戸の水川神社境内に立つ石灯笼には寛保 2 年 (1742) の大洪水の水位が刻まれており、入間川水系の大洪水を物語るうえでも重要な記録である。



図1.7 主な洪水時の状況



## 1.2.2 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題

### (1) 水利用

荒川中流右岸ブロックでは、ブロック内の河川から取水された水が主に農業用水や水道用水として利用されている。許可水利権の内訳は、県管理区間から取水している農業用水が3.59m<sup>3</sup>/s 水利権量全体の約78%、水道用水が0.97m<sup>3</sup>/s 水利権量全体の約21%、工業用水が0.02m<sup>3</sup>/s 水利権量全体の約1%をそれぞれ占めている。許可水利権の取水件数については、農業用水が23件、水道用水が11件、工業用水が1件、その他用水が2件の計36件である。農業用水の利用によるブロック内かんがい面積は、約4千ha<sup>\*</sup>となっている。

なお、慣行水利権については、農業用水が218件、工業用水が6件設定されているが、取水量が不明である。また、比企地方の水源地には多数の溜池（谷地）が築造され、水田かんがいに利用されているのが特色になっている。今後、堰の改築を行う際には慣行水利から許可水利への転換を図る等、水利用の適正な管理を推進することが望ましい。

また、埼玉県では、人口の増加、産業の発展、生活水準の向上等により水需要が増大したことと、地盤沈下対策として地下水から表面水へ転換したことにより、河川水への依存度が高まっており、水資源開発施設の設置場所を他県に依存する割合が高まっている。

このような状況の中、入間川支川の有間川（名栗村）では、入間川総合開発事業の一環として県営初の多目的ダム「有間ダム」が昭和61年3月に完成し、洪水調節、流水の正常な機能の維持、都市用水の確保の機能を果たしている。



図 1.9 有間ダム（名栗村）

### (2) 河川環境

荒川中流右岸ブロックは、山地、台地、低平地と変化に富んだ地形を有しており、大小様々な河川を軸に多様な環境が形成されており、生物の良好な生息空間となっている。

ブロック内の河川は、山地を源流とする河川と丘陵地や溜池、農業排水を源流とする河川の2種類に大別される。

山地を源流とする河川としては、入間川、都幾川、越辺川、高麗川、槻川等が代表

的な河川である。これらの河川では瀬・淵が発達し、砂礫も多く、河原がしやすい傾向があり、上流部をはじめとして良好な自然河川の環境を呈している。

丘陵地を源流とする河川としては、市野川や和田吉野川等が代表的な河川で、これらの河川では歴史的に人の手が加わり、農業用の用排水路等として利用されるなど地域の生活に密着した河川が多い。

中流右岸ブロック内の河川には、以下のような特徴的な環境が多く残されており、このような場所は生物にとって良好な生息環境となっている。

- ・入間川、都幾川、越辺川等の平野部は、比較的広い河川敷幅を有しており、まとまった自然が残されている。入間川には、砂礫地や湿生草地、河畔林等、水辺の生物の生息に適した環境を残す河川敷が広がっており、ホンキツネやイカルチドリが生息し、河川生態系の拠点となっている。
- ・小畔川、南小畔川、高麗川等の平野部を貫流する区間の河川敷にも、湿生草地や河畔林、砂礫地等が発達した良好な自然が維持された空間がみられる。
- ・高麗川、入間川等の山地部を貫流する区間では、河畔林をひかえた良好な環境が残されている。このような区間では、トウキョウサンショウウオをはじめとした注目すべき生物種が生息しているところが多い。



図 1.10 都幾川 中流部（都幾川村付近）

近年、河川は身近な自然環境として、また動植物にとっての貴重な生息・生育環境として、その重要性の認識が高まっていることから、堰等の横断工作物により河川の縦断方向の連続性を少しでも分断されないように魚道の設置を推進していくことや、ブロック内に生息する動植物等について、生息・生育状況の調査や情報収集を進め、それらの生息・生育環境の保全のための方策を講じていくなど、中流右岸ブロックにおいても今後は、河川環境に配慮した河川の整備や管理を進めていく必要がある。

また、河川環境だけに限った議論ではないが、元来その地域に生息していない生物を移入することは、地域固有の遺伝子のかく乱、食害、疾病、生物間の相互関係のかく乱を引き起こすことが問題となっており、荒川流域においても近年、種のかく乱が懸念されている。

※【出典：埼玉県農村整備課資料「かんがい面積は、水利権届出書記載面積集計値】

### (3) 流況

荒川中流右岸ブロックの流況は、平成2年～11年の平均濁水流量を見ると、入間川では下流で約0.5m<sup>3</sup>/s（小ヶ谷地点）、上流で約0.3m<sup>3</sup>/s（飯能地点）、越辺川では約0.1m<sup>3</sup>/s（今宿地点）、小畔川では0.3m<sup>3</sup>/s（八幡橋地点）、都幾川では約0.1m<sup>3</sup>/s（唐子橋地点）、市野川では下流で約0.9m<sup>3</sup>/s（小見野地点）、中流で約0.3m<sup>3</sup>/s（天神橋地点）、和田吉野川では0.1m<sup>3</sup>/s（玉作地点）となっている。

入間川では下流の国管理区間で瀬切れが生じ、魚類への大きな影響が生じたこともあり、県管理区間においても今後、各河川において利水状況や動植物の生息・生育等に必要で適正な流量の検討と流量の確保が課題となっている。

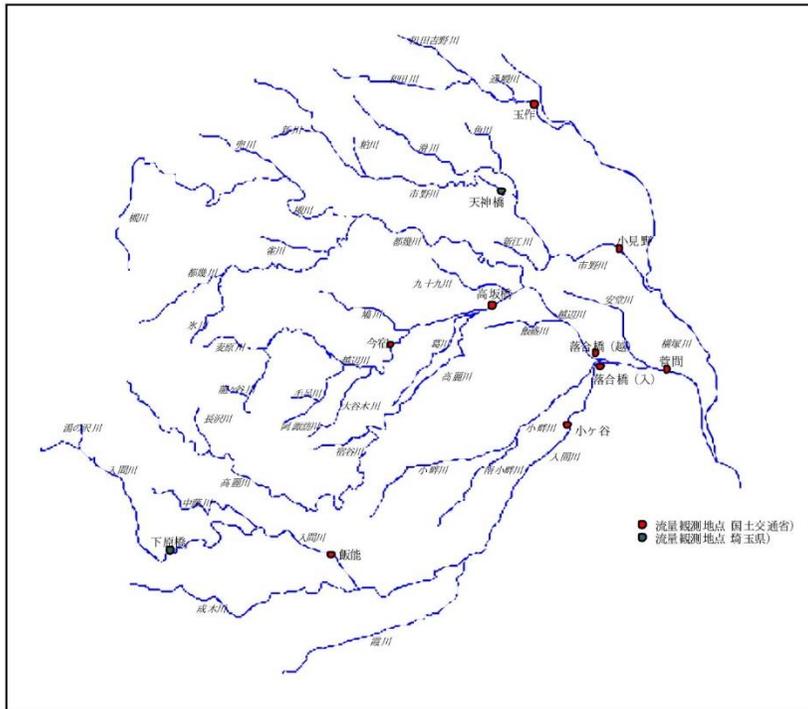


図 1.11 荒川中流右岸ブロックにおける流量観測地点

### (4) 水質

荒川中流右岸ブロック内の河川の水質は、近年改善傾向にあるが、未だ環境基準を達成できていない河川もある。高麗川の高麗川大橋、天神橋、都幾川の東松山橋（A類型）、成木川の成木大橋（B類型）では昭和58年以降環境基準が達成されている。また、入間川の給食センター前（A類型）、落合橋（B類型）、越辺川の今川橋（A類型）、落合橋（B類型）、小畔川のとげ橋（C類型）では近年（平成8～13年）水質が改善され環境基準が達成されるようになった。

しかし、棚川の兜川合流点前（B類型）、和田吉野川の吉見橋（B類型）、市野川の天神橋（B類型）、徒歩橋（C類型）では環境基準が達成されていないため、今後、関係機関や地域と連携・協力して、様々な水質対策を講じていく必要がある。

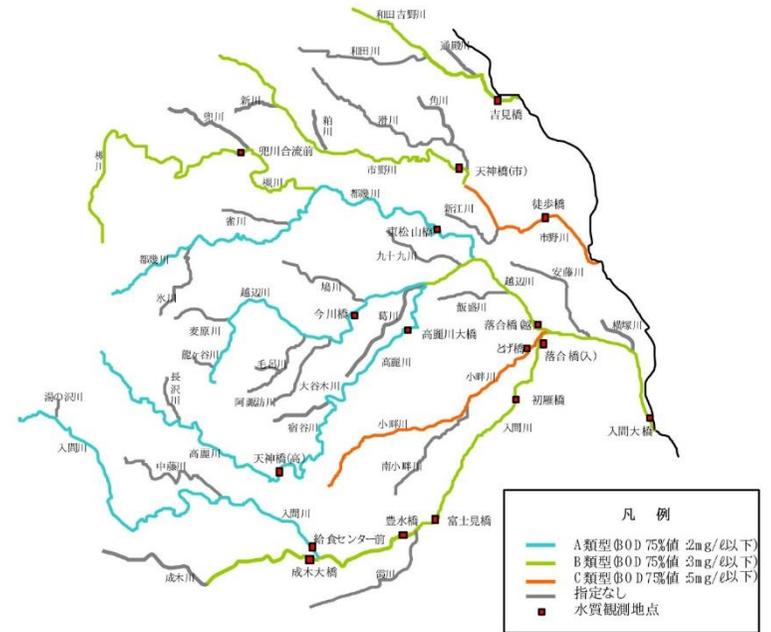


図 1.12 荒川中流右岸ブロックにおける水質の類型指定

#### (5) 河川利用

荒川中流右岸ブロックの河川で比較的広い河川敷を有する入間川、越辺川、都幾川、高麗川等では、河川敷が広場や公園等に数多く利用されている。また、近年のアウトドアブームを受け、休日には地域住民に加えて首都圏からも多くの人々が、デイキャンプやバーベキューなどのレジャー目的で河川やその周辺を訪れている。また、中流右岸ブロック内の一級河川には、第5種共同漁業権が漁業協同組合に免許され、アユをはじめとする魚類の増殖と利用が図られている。

このように、荒川中流右岸ブロックの河川は、地域や首都圏の人々の憩いや安らぎの場として非常に重要な役割を担っている。一方、河川の利用の増加に伴い、ゴミの散乱や河原への車の進入等、環境悪化が懸念されている。

そこで、今後は、地域と連携しながら適正な維持管理を進め利用の増進を図っていく必要がある。



図 1.13 都幾川の木の間キャンプ場（都幾川村）

## 2. 河川整備計画の目標に関する事項

本計画は、「水害を軽減する安全な川づくり」と「川の個性、地域との関わりを踏まえた川づくり」を進め、「安全で豊かな自然を有した荒川中流右岸ブロック」及び「次世代に継承できる川」の実現を目指す。

河川整備にあたっては、近年の浸水被害状況や、流域内のまちづくりや資産の集積状況等を考慮しながら、自然豊かな荒川中流右岸ブロックの特徴に合わせた整備を行う。

荒川中流右岸ブロックの河川は、概ね荒川本川に向かって、ブロックの西部の山地から台地を経て平地部へ流下し、ブロック東部の荒川本川周辺部の低平地において度々浸水被害を生じている。埼玉県では、これまでも積極的に治水施設の整備を進めてきたところであるが、未だ多くの箇所浸水被害が発生しており、引き続き改修が必要な状況である。

また、当ブロックは首都圏の40km圏から70km圏の間に位置し、その立地条件の良さから、流域内では市街地の拡大が進んでおり、守るべき流域内資産も増えていることから、治水施設の整備が求められている。

当ブロックの河川は、国土交通省が管理する区間との関連が強いことから、国の整備と連携し、より効果的な治水施設の整備を進めるとともに、自然豊かな荒川中流右岸ブロックの特徴に十分配慮しながら、安全で豊かな自然を有した荒川中流右岸ブロックの実現を目指す。

なお、本計画は、まちづくりなどの社会状況、流域の自然状況、河道状況等の変化や、新たな知見・技術等の変化により、適宜見直しを行う。

### 2.1 計画対象期間及び計画対象区間

#### (1) 計画対象期間

計画の対象期間は、計画策定時から概ね30年間とする。

#### (2) 計画対象区間

河川整備計画の対象とする区間は、荒川中流右岸ブロックにおける一級河川のうち埼玉県が管理する全ての区間とする。表2.1と図2.1に、対象区間を示す。

表 2.1 荒川中流右岸ブロックの計画対象区間 (1/4)

河川名	区間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
入間川	左岸 人間郡名栗村大字上名栗字東山中 1,981 番地先 右岸 同郡同村同大字字西山中 2,046 番のイ地先	国管理区間上流端	51,273
横塚川	左岸 比企郡川島町大字曲師字曲居野 91 番の1地先 右岸 同郡同町同大字同字 90 番地先	入間川への合流点	2,500
安藤川	左岸 比企郡川島町大字南園部字五反田 276 番1地先 右岸 同郡同町同大字北園部字安藤 539 番地先	入間川への合流点	7,475
越辺川	左岸 入間郡越生町大字黒山字南山 1,188 番地先 右岸 同郡同町同大字字東 697 番地先	国管理区間上流端	16,880
小群川	日高市大字高萩字西王神 2,550 番の1地先の県道橋	国管理区間上流端	8,840
南小群川	日高市大字大谷沢字大門向田 652 番の1地先の県道橋	小群川への合流点	6,470
飯盛川	左岸 坂戸市大字片柳字風原 549 番の2地先 右岸 同市同大字字西谷 722 番の2地先	越辺川への合流点	4,300
都幾川	左岸 比企郡都幾川村大字大野字竹ノ谷 1,372 番地先 右岸 同郡同村同大字字鶯ノ巣 1,027 番の1地先	国管理区間上流端	27,600
槻川	左岸 秩父郡東秩父村大字白石字本皆戸 393 番の1地先 右岸 同郡同村同大字字萩殿 763 番地先	都幾川への合流点	24,899
兜川	左岸 比企郡小川町大字勝呂字片瀬 555 番地先 右岸 同郡同町同大字字落合 185 番地先	槻川への合流点	6,900
館川	左岸 比企郡小川町大字腰越字赤木 1,818 番地先 右岸 同郡同町同大字字大芝戸 3,039 番のイ地先	槻川への合流点	2,100
雀川	左岸 比企郡玉川村大字日影字小北 563 番地先 右岸 同郡同村同大字字高谷 660 番地先	都幾川への合流点	6,000
永川	左岸 比企郡都幾川村大字櫛平字小林 1 番地先 右岸 同郡同村同大字字大津久 657 番地先	都幾川への合流点	4,350
九十九川	左岸 東松山市大字岩殿字入山 1,359 番地先 右岸 同市同大字字青木 1,333 番地先	越辺川への合流点	6,000

表 2.1 荒川中流右岸ブロックの計画対象区間 (2/4)

河川名	区間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
高麗川	左岸 飯能市大字坂元小ノ神戸 1,345 番の 1 地先	国管理区間上流端	32,425
	右岸 同市同大字字長比良 1,431 番の 4 地先		
宿谷川	左岸 入間郡毛呂山町大字宿谷字坂口 208 番の 1 地先	高麗川への合流点	1,500
	右岸 同郡同町同大字字西ヶ谷 209 番地先		
長沢川	左岸 飯能市大字高山字日影 121 番の 3 地先	高麗川への合流点	4,300
	右岸 同市同大字字井尻 106 番のイ地先		
北川	左岸 飯能市大字北川字石風呂 1,183 番の 1 地先	高麗川への合流点	4,700
	右岸 同市同大字字岩井沢 1,150 番の 7 地先		
葛川	入間郡毛呂山町大字下川原字田向 461 番の 35 地先の東武鉄道越線鉄道橋	越辺川への合流点	7,800
鳩川	左岸 比企郡鳩山町大字高野倉字貫 429 番のイ地先	越辺川への合流点	6,820
	右岸 同郡同町同大字字笹原 416 番地先		
大谷木川	左岸 入間郡毛呂山町大字大谷木字大平 2 号 1,266 番の 10 地先	越辺川への合流点	6,400
	右岸 同郡同町同大字字亀石甲 898 番の 1 地先		
毛呂川	左岸 入間郡毛呂山町大字滝の入字住吉 1,337 番の 2 地先	越辺川への合流点	4,900
	右岸 同郡同町同大字同字 908 番地先		
阿諏訪川	左岸 入間郡毛呂山町大字阿諏訪ひの字 1,385 番地先	毛呂川の合流点	1,300
	右岸 同郡同町同大字字この字 143 番地先		
上殿川	左岸 比企郡都幾川村大字大付字小山沢 467 番地先	越辺川への合流点	2,500
	右岸 入間郡越生町大字上谷字雨請松 549 番地の 2 の地先		
麦原川	左岸 入間郡越生町大字麦原字柿の木平 990 番の 2 地先	越辺川への合流点	3,500
	右岸 同郡同町同大字字鳶の巢 1,067 番地先		
竜ヶ谷川	左岸 入間郡越生町大字竜ヶ谷字女滝 911 番地先	越辺川への合流点	3,500
	右岸 同郡同町同大字字夫婦岩 955 番地の 1 地先		
霞川	都県界	入間川への合流点	10,338
成木川	都県界	入間川への合流点	4,600

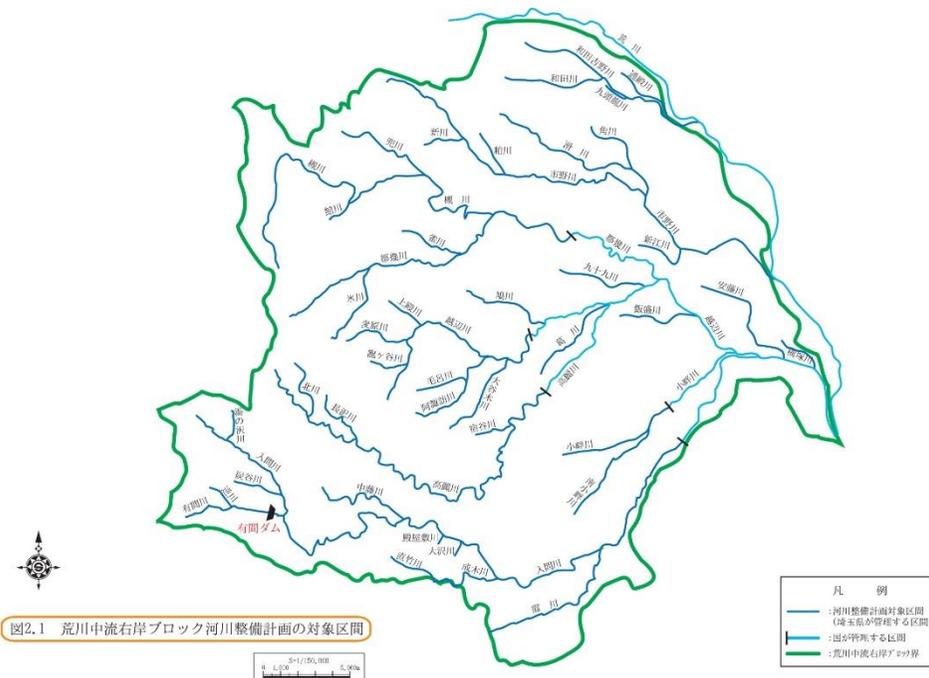
表 2.1 荒川中流右岸ブロックの計画対象区間 (3/4)

河川名	区間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
笠袴川	左岸 飯能市大字上直竹上分字東細田 363 番地	成木川への合流点	4,800
	右岸 同市同大字字上ノ久保 302 番地先		
大沢川	左岸 飯能市大字大河原字金穴 378 番地先	入間川への合流点	963
	右岸 同市同大字同字 374 番地先		
殿屋敷川	左岸 飯能市大字大河原字大谷口 889 番地先	入間川への合流点	512
	右岸 同市同大字同字 888 番 1 地先		
中藤川	左岸 飯能市大字南字上中沢 251 番地先	入間川への合流点	6,200
	右岸 同市同大字字畑中 610 番地先		
有間川	左岸 入間郡名栗村大字下名栗字柄の木入出口 1,798 番地先	入間川への合流点	9,100
	右岸 同郡同村同大字字日影大淵 1,789 番地先		
逆川	左岸 入間郡名栗村大字下名栗字井戸入 1,808 番地先	有間川への合流点	1,800
	右岸 同郡同村同大字字逆川 1,807 番地先		
炭谷川	左岸 入間郡名栗村大字上名栗字炭石 3,047 番の 1 地先	入間川への合流点	2,600
	右岸 同郡同村同大字字炭谷日影 3,049 番の 1 地先		
湯の沢川	左岸 入間郡名栗村大字上名栗字釜の入 1,252 番の 1 地先	入間川への合流点	1,900
	右岸 同郡同村同大字字姥補 1,415 番の 1 地先		
市野川	左岸 大里郡寄居町大字牟礼字下金井 790 番地先	荒川への合流点	38,162
	右岸 同郡同町同大字字金井 906 番地先		
新江川	左岸 東松山市大字下野本字中曾根 1,760 番地先	市野川への合流点	3,379.5
	右岸 同市同大字同字 1,622 番地先		
笠川	左岸 比企郡滑川町大字和泉字島中前 963 番地先	市野川への合流点	13,500
	右岸 同郡嵐山町大字勝田字元広野 34 番の 1 地先		
笄川	左岸 先	滑川への合流点	3,700
	右岸 同市同大字字町田 514 番の 1 地先		
粕川	左岸 比企郡嵐山町大字越畑字東川端 750 番地先	市野川への合流点	3,500
	右岸 同郡同町同大字字西川端 96 番地先		
新川	左岸 比企郡小川町大字高谷字宮小 1,274 番地先	市野川への合流点	2,600
	右岸 同郡同町同大字同字 1,261 番地先		

表 2.1 荒川中流右岸ブロックの計画対象区間 (4/4)

河川名	区間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
和田吉野川	大里郡江南町大字成沢字宮前 163 番地先の宮前橋	荒川への合流点	11,200
和田川	左岸 大里郡江南町大字坂井字山之神 987 番地先	和田吉野川への合流点	8,950
	右岸 同郡同町同大字下田 7 番地先		
九頭龍川	東松山市大字岡宿舗 1,579 番 1 地先の市道橋下流端	和田吉野川への合流点	1,700
通殿川	左岸 大里郡大里村大字中曾根字北町 121 番地先	荒川への合流点	3,670
	右岸 同郡同村大字小泉字前方 80 番の 2 地先		

【出典：埼玉県河川指定調査】



## 2.2 河川整備計画の目標

### 2.2.1 洪水による被害発生の防止または軽減に関する事項

洪水による災害の発生の防止または、軽減を図るため、将来的な計画を考慮しながら、当計画では当面の県の改修目的である時間雨量 50mm 程度の降雨より発生する洪水は、安全に流下させることができる治水施設の整備を行う。

荒川中流右岸ブロック内の河川では、全国の中小河川において治水整備の当面の目標となっている時間雨量 50mm 程度の降雨により発生する洪水に対して、これを安全に流下させることのできる治水施設の整備を行う。

表 2.2 雨の降り具合の目安

雨の規模	時間雨量	雨の降り具合
普通の雨(小雨)	1~10mm/hr	地面に水溜りができる程度によくある雨
強い雨	10~30mm/hr	地面一面に水溜りができ、水はねがかなり生じる程度の雨
激しい雨	30~50mm/hr	土砂降りの雨。傘を差していても濡れてしまう程度の雨
糸雨	50~70mm/hr	降り注ぐ雨が、連続して糸のように見える程度の雨で車の運転は困難
滝雨	70~100mm/hr	降り注ぐ雨が、滝のように見える常態で低地を中心に浸水被害が発生しやすい
板雨	100mm/hr 以上	降り注ぐ雨が、連続して板のように見え、視界を遮る状態

### 2.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

関係機関と連携・協力して、取水・還元量等の実態の把握や河川流量の把握に努めるとともに、健全な水循環系の構築に努める。

荒川中流右岸ブロック内の河川の水は、農業用水や工業用水、水道用水として利用されている一方で、良好な動植物の生息生育環境を支えている。

したがって、今後も河川の流水の正常な機能を維持する観点から、関係機関と連携・協力して、農業用水等の利水状況や動植物の生息・生育の保持、流水の清潔の保持等に必要となる流量の検討に努めるものとする。また、取水・還元量等の実態の把握や河川流量の把握に努めるとともに、河川流量の安定のため、森林や里山、ため池等の保全や、健全な水循環系の構築のために関係機関と連携を図っていく。

### 2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の現状を十分把握し、荒川中流右岸ブロックの地形特性、自然環境、景観、水環境、親水利用等の観点から、治水及び利水と整合を図った河川環境の整備と保全に、関係機関及び地域住民と連携しながら取り組んでいく。

荒川中流右岸ブロック内の上流部を中心とした十分な流下能力を有する区間においては、現状で有している良好な河川環境を極力保全する。また、平地部の一部の河川整備が必要な区間においても、事業実施にあたっては、現在の良好な河川環境を可能な限り保全していく。

河川整備にあたっては、低水路の線形やみお筋の幅等、もともとの川の姿を参考とし、旧流路等についても極力保全することに努めていく。

具体的には、

- ・ 自然の力によって、瀬や淵の再生が行われるよう整備方法や工法、材料等に配慮する。
- ・ 水際に多孔質材料を用いることにより、法面を植生が繁茂できる構造とするなど、在来の動植物の生息・生育環境に配慮した河川環境を創出する。
- ・ 地域と連携を図り多様性に配慮しながら極力単調とならない、地域全体の景観と調和のとれたデザインとする。

などの整備に努める。

荒川中流右岸ブロックの河川の水質は、現在は概ね良好に推移しているが、一部の河川で環境基準を超えている年がある。

今後、流域全体の問題として、関係機関と協力しながら水質の改善に取り組んでいく。また、地域住民の理解と協力を得ながら、ゴミの減量や河川区域内の美化に努め、良好な水環境の保全や形成に努めていく。

人々が河川を利用しやすいところでは、身近に水辺に親しめるような河川空間の整備に努め、適正な利用を促すとともに、自然学習や環境教育の場としての利用も促進する。

また、伝統、文化、川とのつきあい方、河川に関わる観光、イベントなどにも配慮し、地域住民の多様なニーズに対応した川づくりを推進するとともに、関係機関や地域と連携・協力して高齢者や障害者にもやさしい、親しみやすい川づくりにも取り組んでいく。

### 3. 河川整備の実施に関する事項

#### 3.1 河川工事の目的、種類および施行の場所

荒川中流右岸ブロック内では上流部を中心とした十分な流下能力を有する区間を除き、改修が必要な平地部の区間では、時間雨量 50mm 程度の降雨により発生する洪水は安全に流下させるため、堤防の嵩上げや築堤、河道拡幅、河床掘削等の河道改修と洪水調節のための放水路の整備や排水機場の設置を行う。

本計画で示した河道の断面は、治水機能上その地点において最低限必要な流下断面を確保するものとして設定したものである。したがって、もともと用地に余裕がある箇所や、計画図に示した河道の断面以上の用地が確保できる箇所においては、それらの用地を有効に活用した河道の整備を地域の方々の意見を参考にしながら実施していく。

河川工事の実施にあたっては、水辺に生物が生息しやすい木材や石材等の自然素材や、流域または現地での発生材を利用するほか、人々が自然とふれあい環境と共生できる良好な水辺空間の確保に努める。

堰、落差工等の河川横断工作物は、魚類等の移動を妨げない構造や形式に配慮することなどに加え、今後は川の上流方向だけでなく、川と周辺環境との横方向の生物の移動にもできる限り配慮した自然環境や生態系の保全を視野に入れた整備とするために関係機関とともに検討していく。

また、対象となる河川の個性や特性に配慮し、河川幅に余裕のある河川については、地元自治体や沿川住民の意見を聞きながら、極力現状の良好な河川環境の保全に努める。

河床掘削や拡幅等の河川改修に際しては掘削土砂等を河床材料や覆土に用いるなど、極力流域及び現地で発生した発生材の活用を進め、自然生態系にできるだけの配慮をし、良好な自然環境の保全に努める。

また、これらの対策を講じた河川については、地域住民、市民団体、及び関係機関との連携を図りながら必要に応じて評価・判断の仕組みを視野に入れたモニタリングを実施し、その結果を今後の河川整備に反映させることとする。

概ね 30 年の間に、整備を予定する河川については以下のとおりである。

- (1) 越辺川、小畔川、南小畔川、都幾川、槻川、兜川、鳩川、大谷木川、毛呂川、霞川、角川、新川、和田吉野川、和田川

一部の区間で流下能力が十分ではないことから、洪水による浸水被害が発生している。そのため、堤防の嵩上げや築堤、河道拡幅等の河道改修を行う。

- (2) 葛川

河川の流下能力が十分ではないことと、洪水時に本川越辺川の水位が上昇し、越辺川から洪水が逆流することにより、浸水被害が発生している。そのため、築堤、河道拡幅等の河道改修と併せて、放水路を整備し、下流部の洪水流量を軽減する。また、越辺川との合流点については、越辺川を管理する国と協力して浸水被害の解消を図る。

- (3) 市野川

一部の区間では流下能力が十分ではないことから、洪水による浸水被害が発生している。そのため、堤防の嵩上げや築堤、河道拡幅等の河道改修を行う。なお、下流部の荒川水位の影響区間において、堤防断面が不足しているため、堤防を補強する。

また、治水施設の整備に合わせ、関係機関や地域と連携・協力し、人々が身近に水辺に親しめる河川空間の整備を行う。さらに、水環境の改善に努める。

- (4) 横塚川

一部の区間では流下能力が十分ではないことから、洪水による浸水被害が発生している。そのため、築堤、河道拡幅等の河道改修と併せて、放水路を整備し、下流部の洪水流量を軽減する。

- (5) 安藤川

一部の区間では流下能力が十分ではないことから、洪水による浸水被害が発生している。そのため、堤防の嵩上げや築堤、河道拡幅等の河道改修を行う。

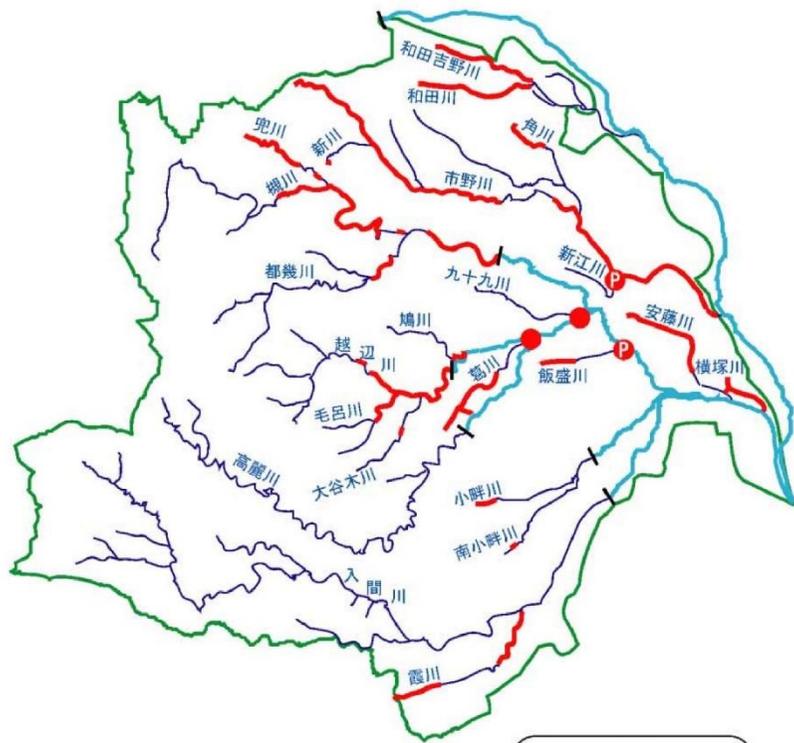
また、治水施設の整備に合わせ、関係機関や地域と連携・協力し、人々が身近に水辺に親しめる河川空間の整備を行う。

- (6) 飯盛川

洪水時に本川越辺川の水位が上昇し、その洪水が飯盛川に逆流し、浸水被害が発生していた。この浸水被害解消のために、逆流防止の樋門が、国によって整備された。今後は、築堤、河道拡幅等の河道改修と併せて、越辺川との合流点に、排水機場の整備を行う。

- (7) 新江川

洪水時に本川市野川の水位が上昇し、新江川からの自然排水が困難となることにより、内水被害が発生している。このため、市野川合流点に樋門及び排水機場を整備する。



- 凡例
- 県が管理する区間
  - 国が管理する区間
  - 施工区間
  - 合流点処理
  - Ⓟ 排水機場設置地点

図 3.1 河川工事の施工の場所

表 3.1 河川工事の施行の場所 (1/2)

河川名	工事の目的	施工内容	施工区間	施工延長
横塚川	流下能力の向上	河道改修	0.0km (入間川合流点) ~2.5km (一級起点)	2.5km
	高水流量の低減	放水路整備	0.0km (安藤川合流点) ~0.7km (横塚川分派点)	0.7km
安藤川	流下能力の向上	河道改修	1.9km ~6.6km (一級起点)	4.7km
	親水性の向上	親水公園と一体となる親水護岸整備	1.47km (稻荷橋) ~1.78km	0.3km
越辺川	流下能力の向上	河道改修	0.0km (国管理区間上流端) ~6.1km (JR八高線橋梁付近)	6.1km
			6.6km (県道東松山越生線春日橋付近) ~7.6km	1.0km
小畔川	流下能力の向上	河道改修	11.8km (国道407号バイパス新相原橋) ~13.3km (一級起点)	1.5km
南小畔川	流下能力の向上	河道改修	5.3km (圏央道) ~6.0km	0.7km
飯盛川	流下能力の向上	河道改修	1.9km (東谷3号橋付近) ~4.4km (一級起点)	2.5km
	内水排除	排水機場設置 ( $7m^3/s$ )	越辺川合流点	-
都幾川	流下能力の向上	河道改修	0.0km (国管理区間上流端) ~4.5km (学校橋)	4.5km
			7.4km (班浜寺橋) ~9.6km (県道玉川坂戸線玉川橋)	2.2km
槻川	流下能力の向上	河道改修	0.0km ~1.0km	1.0km
			2.0km ~13.9km (館川合流点)	11.9km
兜川	流下能力の向上	河道改修	0.3km (国道254号小川橋) ~0.6km (主要地方道熊谷小川秩父線諏訪の腰橋)	0.3km
			2.4km (下八幡橋付近) ~6.8km (一級起点、西浦川合流点)	4.4km
九十九川	内水排除	合流点処理	越辺川合流点	-

表 3.1 河川工事の施行の場所 (2/2)

河川名	工事の目的	施工内容	施工区間	施工延長
葛川	内水排除	合流点処理	越辺川合流点	-
	流下能力の向上	河道改修	3.2km 道信坊橋) ～7.9km (一級起点、東武越生線橋梁)	4.7km
	高水流量の低減	放水路整備	0.0km 高麗川合流点) ～0.9km 葛川分派点)	0.9km
鳩川	流下能力の向上	河道改修	0.0km 越辺川合流点) ～0.2km 内川合流点直下流)	0.2km
大谷木川	流下能力の向上	河道改修	2.3km ～3.1km (R八高線橋梁)	0.8km
毛呂川	流下能力の向上	河道改修	0.0km 越辺川合流点) ～2.6km 阿諏訪川合流点)	2.6km
霞川	流下能力の向上	河道改修	0.4km ～4.1km 国道16号和田橋)	3.7km
			7.6km 矢口橋下流) ～10.3km 都県界)	2.7km
市野川	流下能力の向上	堤防補強	0.0km 荒川合流点) ～6.9km 新江川合流点)	6.9km
		河道改修	6.9km 新江川合流点) ～12.4km 国道407号梁瀬橋)	5.5km
		河道改修	16.3km 県道深谷東松山線市野川橋付近) ～29.5km 小川町・寄居町境界)	13.2km
	河川環境の整備	水辺空間整備	16.8km ～18.0km	1.2km
新江川	内水排除	樋門設置 排水機場設置 (概ね10m <sup>3</sup> /s)	市野川合流点	-
角川	流下能力の向上	河道改修	2.5km ～3.8km (一級起点)	1.3km
新川	流下能力の向上	河道改修	2.6km 主要地方道熊谷小川秩父線宮子橋 付近) ～2.8km (一級起点)	0.2km
和田吉野川	流下能力の向上	河道改修	3.9km 和田川合流点直上流) ～11.2km (一級起点)	7.3km
和田川	流下能力の向上	河道改修	0.1km 和田吉野川合流点付近) ～9.0km (一級起点)	8.9km

### 3.2 河川の維持の目的、種類および施行の場所

河川の維持管理については、災害発生の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全等の観点から、河川の機能が十分に発揮されるよう適切な維持管理を行う。

#### (1) 堤防・護岸等の安全性の維持

堤防、護岸、洪水調節施設等、これらの施設がその機能を常に発揮し得るよう、日常的な河川巡視による異常の早期発見、状況の把握に努めるとともに、必要な対策を行う。

定期的な河川巡視による堤防河岸や河床の状況把握に努めるとともに、河道断面維持のための土砂掘削、除草やゴミ掃除等、洪水流下能力の維持や堤防河岸の利用に配慮した適切な維持管理を行っていくとともに、河川を生息、生育の場としている動植物に対して、良好な環境が保持できるように配慮していく。また、洪水等により堤防や河岸が被災を受けた場合には、工法等、自然環境の保全に配慮しながら、速やかにこれを復旧する。

#### (2) 有間ダムの維持

有間ダムは、入間川下流域の浸水被害軽減のための洪水調節や県営水道への水供給のために県営初の多目的ダムとして入間川上流域の支川の有間川に建設された。

これらの機能を常に発揮しうよう適正な管理を行う。

#### (3) 許可工作物等への適正な指導

橋梁や堰等河川を横断する工作物や、その他の工作物について、適切な維持管理がなされるよう指導していくとともに、新たに改築する際には、各管理者と連携・協力し、自然環境へ十分に配慮できる構造となるよう指導していく。

### 3.3 河川の機能の維持、保全等に関する事項

河川には様々な機能があるが、その機能が十分に発揮されるためには河川のみではなく、流域全体で様々な対策を講じることが必要であるため、関係機関や地域住民との連携、協力が必要である。

### (1) 洪水時の被害の軽減・河川情報の提供などに関する事項

洪水による被害の軽減を目的として、浸水実績図を公表したり、洪水時には降雨状況、避難情報等に関して情報提供するなど、関係市町村と連携して防災に対する地域住民の意識の高揚を図っていく。

また、関係機関や流域住民と連携を図りながら、水防体制や避難警戒体制の強化、洪水情報の提供、洪水ハザードマップ作成に向けての市町村への支援等、ソフト対策の充実を図るとともに、防災活動拠点の整備を進めるとともに災害発生時の初動体制の強化を図っていく。

河川情報については、定期的な雨量・流量の観測を継続的に実施するなど、河川に係るデータの蓄積を図るほか、インターネット、広報等を活用した幅広い情報提供についても方法等を検討していく。

河川・水辺の環境情報マップなどの作成、河川愛護のための資料として河川に関する様々なデータや、工事を実施した箇所状況の公表に努め、住民ニーズに合わせたデータの収集や、データベースの構築等について検討していく。

### (2) 水質の保全及び改善

水質の保全及び改善については、河川の自浄作用を活かす川づくりに努める。

また、地域住民および関係機関と連携・協力を図り、公共下水道の整備と接続、合併処理浄化槽の普及、ゴミの清掃等の河川浄化活動、地域住民の啓発及び水質浄化活動等を促進していく。

この他、関係機関と連携して、河川水質の指標生物の設定を検討するとともに、モニタリングの実施を検討する。

さらに、水質異常事故発生時においては、関係機関との密接な連携のもとに、被害の拡大防止、原因究明に努めるとともに、原状回復のために必要な措置を講ずる。

### (3) 河川の自然環境の保全

従来の自然環境を考慮しながら、良好な河川環境が保全・回復されるよう、自然生態系の保全と荒川中流右岸ブロックの地域特性を生かした河川空間の創出に努める。

埼玉県では、希少性の高い動植物の生息・生育環境の保全のため、現状の問題点を調査・分析し、その結果を踏まえ、総合的な保護計画を策定し、県民、企業、NPO、関係機関等と連携・協働した野生動植物の保護対策を推進することとしている。

特に、外来魚対策については、外来魚の効果的な駆除方法の研究や駆除の実施、外来魚の人為的移動や再放流を禁止する規則を制定するなど、様々な対策が実施されており、今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携・協力していく。

この他、河川区域内の樹木については、治水上支障とならない範囲で生態系に配慮しながら保全していく。

また、今後は、堰等の横断工作物による上下流の分断の改善や瀬・淵の保全・回復等、河川や水辺を生息・生育の場としている動植物や親水性に配慮した整備を関係機関と調整・連携を図りながら検討していく。

### (4) 親水利用・環境学習の場としての利用促進

子供から大人までが水辺を利用できる川づくりに取り組んでいく。

なお、近年、河川空間がデイキャンプやバーベキューなどのレジャーのために利用されることが多くなっている。豊かな自然環境に恵まれた河川の水辺空間を、より多くの人々が楽しみながら利用するため、関係機関や地域と連携・協力して車の乗り入れ禁止区域の設定やゴミの持ち帰りなど、河川の適正な利用の促進を図っていく。

また、いたましい水難事故の発生を防止するため、関係機関や地域と連携・協力して、河川の水位等、河川に関する情報や、河川空間の自由使用と自己責任等、基礎知識の提供に努めるなど、河川利用者の意識の啓発を図っていく。

地域の小・中学校を始めとした関係機関や地域と連携・協力して、子どもから大人までが自然学習できる「水辺の楽校」のような場の創出と仕組みの構築を支援する。

### (5) 河川の美化

ゴミの不法投棄や外来魚種の遡去放流などを防止するため、定期的に河川巡視を実施するとともに、地域住民と連携して、河川の清掃等、河川の美化に取り組んでいく。

この他、河川に関わるイベントや観光等を通じて、流域住民の河川愛護、美化に対する意識を高めるように努めるとともに、河川に関する広報活動を推進する。

### (6) 市民団体、NPO との連携

荒川流域では大小多数の市民団体やNPO法人、漁業団体等が河川愛護活動を行っている。これらの組織と連携・協力し、市民主体の川づくりやリバーレンジャー制度等の維持管理活動の支援体制づくりを検討するほか、水質測定、河川の美化活動などの個々の活動に対しての援助・協力等を行っていく。

また、これらの組織が自由に情報交換できる場やネットワークの構築に協力していく。

### (7) 水源地域の維持管理

森林の持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能、保健休養機能等の公益的機能により、森林は河川の流量や水質、生態系等の河川環境に大きな影響を及ぼしている。今後、これらの公益的機能を高度かつ持続的に発揮させるために、森林の保全について、関係機関や地域住民とともに検討していく必要がある。

現在、埼玉県においては、「多様な機能をもつ森林の保全」として、間伐の推進や広葉樹林の整備推進、森林サポーターへの活動支援等、様々な施策を推進し、優れた自然景観や多様な生態系を持つ豊かな森林の整備を進めている。また、公共施設や公共工事での県産木材の利用を推進するなど、幅広い分野で県産木材の利用拡大を進めている。

今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携・協力していく。

#### (8) 健全な水循環系の構築

近年、都市化の進展等流域の急激な変化に伴う水循環系の変化による河川流量の減少、水質汚濁、洪水流量の増大、湧水の枯渇等、様々な問題が指摘されている。

現在、埼玉県では、山地部においては保水効果を持続させるための森林の保護、台地部においては浸透木の整備等による地下浸透の推進、都市部においては下水道処理水の活用等、流域全体で健全な水循環系を構築するため、様々な施策を推進している。

今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携・協力していく。

#### (9) 河床の保全

荒川流域にはダムや砂防堰堤等が多数存在する。砂防堰堤は下流への土砂供給をコントロールし、河床の上昇を抑える働きもあるが、一方で土砂の移動を制限するために、下流への土砂供給が減少し、場所によっては河床低下や河床材の変化により魚類等の生息環境へ影響を与えている。

現在、埼玉県においては、地すべり、崖崩れなどによる突発的あるいは過剰な土砂の流入を防ぐための保安林の整備や、自然な土砂の移動を妨げないための砂防堰堤のスリット化や、既設ダムの堆積土砂を河床の低下している下流部の河床材に活用するなど、様々な施策を推進している。

今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携・協力していく。